平成十九年総務省令第百五十二号

例に関する措置を定める省令 に規定する政令等規制事業に係る省令の特総務省関係構造改革特別区域法第三十五条

業を定める省令を次のように定める。 の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事 構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令 びに別表第二十七号の規定に基づき、総務省関係 九号)第二条第三項、 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十 構造改革特別区域法(以下「法」という。) 第四条第九項及び第十項並

構造改革特別区域内に設置された消防機関の救定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該 の場所へ搬送する場合とすることができる。 と合理的に判断される傷病者を医療機関その他 の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低い 第六号)第五十条に規定する場合のほか、傷病 合は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令 第一項ただし書に規定する総務省令で定める場 令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条 急隊の編成の基準の特例について、消防法施行 の認定を含む。以下同じ。) を申請し、その認 大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更 類を添付し、同条第九項の規定による内閣総理 救急隊編成特例要件に適合することを証する書 げる特定事業の内容として救急隊編成特例要件 要があると認めて、法第四条第二項第二号に掲 充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必 て満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の 域内に設置する消防機関が次項に規定する要件 を実施することについて、当該構造改革特別区 の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業 造改革特別区域において、救急隊の編成の基準 が、その設定する法第二条第一項に規定する構 条第九項に規定する救急業務を実施するもの 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二 第二条第四項に規定する地方公共団体であって に適合することを証する事項を記載し、かつ、 (以下「救急隊編成特例要件」という。) をすべ 救急隊編成特例要件は、次のとおりとする。 3

> ができる体制を確保していること。 員により速やかに必要な措置を実施すること 明する等の不測の事態が生じた場合に、同項 た基準及び要領に従って、三人以上の救急隊 に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定め の規定による救急隊の編成の基準の特例措置 が当該識別の結果に比し重度であることが判 いて、救急現場において傷病者の傷病の程度 台及び救急隊員二人により出動した場合にお であるとあらかじめ認められ、救急自動車一 前号による識別の結果、前項に定める場合

三 通信指令管制業務を行う施設に医師を常時 う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員 る体制を確保していること。 に対して直接指導又は助言を行うことができ 配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行

べて満たし、その救急業務の実施において現行 に設置する消防機関が救急隊編成特例要件をす 共団体が設定しようとする構造改革特別区域内 と認められるときは、 の規定による場合と同等の安全性が確保される するものとする。 総務大臣は、第一項の認定を申請する地方公 法第四条第十項の同意を

附

この省令は、平成二十年一月一日から施行す

令第一五一号) 附 則 (平成二三年一一月三〇日総務省

施行する。 この省令は、平成二十三年十一月三十日から

附 令第九二号) (平成二四年一〇月二五日総務省

この省令は、公布の日から施行する。 五七号) 附 則 (令和四年八月二六日総務省令第

する。 この省令は、令和四年八月三十一日から施行

立していること

通報を受けた時から出動するまでの手順を確 識別するための仕組みを整備するとともに、 緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に ることにより、当該傷病者の傷病の程度及び

関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並び に既往症その他の情報を電子計算機に入力す

緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に

る。